

第71回全国労働衛生週間

令和2年10月1日(木)～7日(水) [準備期間:9月1日～30日]

松山労働基準監督署

【スローガン】

みなおして 職場の環境 からだの健康

令和2年度全国労働衛生週間に寄せて

松山労働基準監督署長 浅山辰哉

新型コロナウイルスの感染拡大により、今年は「特別な夏」を過ごされた方も多いかと思えます。

コロナ禍により社会経済活動の自粛が要請されてきた中で、令和2年の当署管内の労働災害(休業4日以上)は、7月末時点で、昨年より7.5%増加しています。感染拡大防止のために、朝礼、KYT(危険予知訓練)、リスクアセスメントなどの安全衛生管理活動が後退していないか、ソーシャルディスタンスにより必要なコミュニケーションが阻害されていないかと懸念しています。

今年の全国労働衛生週間及び準備期間は、働く人やその家族の「生命を守る」ために、感染拡大防止、心と体の健康確保及び労働災害防止をいかに両立させるか、創意工夫を図り、職場全体で定着させることが重要になってきます。

具体的には、次の点に留意して取り組んでいただくようお願いします。

1 職場に「風を通す」こと

(1) 「感染しない・感染させない」ために、「3密(密閉、密集、密接)」を避け、マスク着用・手洗い・消毒により、感染リスクを低減することが必要です。

業種別「感染予防対策ガイドライン」の実践及び「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の活用により、職場の実態に即した対策を実施してください。

(2) 適切なコミュニケーションがとれる「風通しの良い職場」は、メンタルヘルスの視点からも重要です。不安全行動を相互注意しあえる信頼関係を構築することは、労働災害防止の一助となるはずです。

(3) マスクの着用で、表情が分かり難くなっています。体調不良時には、正直に申告しやすい雰囲気を作成してください。

2 高年齢労働者対策

新型コロナウイルス感染症は、季節性インフルエンザと比べて、高年齢者・基礎疾患を有する方に重症化するリスクが高くなっています。

人生100年時代を迎え、高年齢労働者が職場でより大きな役割を担うようになる中、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を参考としたエイジフレンドリーな職場づくりに向け、労使が協力して、積極的に取り組んでください。

3 一人KY・指差呼称のすすめ

感染拡大防止の観点から、小集団でのKYTが難しいときは、一人KY・指差呼称をご検討ください。声を出せない場所では、危険・有害性情報を「見える化()」し、頭と心で「ヨシ!」と唱えてください。

4 一般的な健康確保措置

疲労の蓄積につながる長時間の時間外労働等を避け、栄養バランスのとれた食事、良質な睡眠、適度な運動を心がけてください。整った生活習慣は、免疫力を高め、ストレスコントロールにも役立ちます。

5 働きやすい職場環境づくり

新型コロナウイルスの感染拡大は、これまでの生活と人の意識を一変させました。コロナ禍の体験を学びに変え、ウィズコロナそしてポストコロナと称される時代に向けた新しい働き方を取り入れ、より働きやすい職場環境へと歩を進めることが重要です。

最後に、感染拡大防止や生活基盤の確保のために第一線でご尽力されている皆様に、心から敬意を表します。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年9月予定の全国労働衛生週間実施要綱説明会は中止となりましたが、同実施要綱に基づき、

- 1) 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 2) 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 3) 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 4) 有害物の漏洩事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 5) 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

等の取組を進め、労働者の健康への意識を高め、安心して働ける健康職場の確保をお願いします。
「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の3つの密を避けることを徹底し、全国労働衛生週間の実施に取り組んでください。

健康を保つことが感染症の拡大防止にご尽力される医療機関等への協力となります。

感染症の拡大時期においてもお互いの立場に配慮した生活を送りましょう

松山労働基準監督署管内の「一般健康診断における有所見率」と 全国の「過労死等の労災補償状況」

松山労働基準監督署管内の令和元年度の健康診断の結果から、異常所見の割合が高い項目は、1位が血中脂質検査(35.1%)、2位が血圧(21.3%)で、全国平均を上回っています。続いて3位が肝機能検査(14.9%)、4位が血糖検査(10.6%)となっており、生活習慣に関係する項目が上位を占めています。

また、本年6月26日に公表された令和元年度「過労死等の労災補償状況」(ホームページに掲載)から脳・心臓疾患の請求件数が多い業種は、1位道路貨物運送業、2位その他の事業サービス業、3位総合工事業であり、精神障害の請求件数の多い業種は、1位社会保険・社会福祉・介護事業、2位医療業、3位道路貨物運送業となっています。

以上の結果を踏まえた意識的な取り組みをお願いします。



【参考】 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインは厚生労働省のホームページまたは「エイジフレンドリーガイドライン」で検索ください。

エイジフレンドリーガイドライン

検索

健康への意識を心がけましょう

人生100年時代に向けて、健康な状態で長寿を目指すためには、生活の中に筋力を衰えさせない習慣、特に意識的に筋肉をつけるトレーニングが有効です。さらに、適度な運動は筋肉はもちろんそれ以外の器官(心肺機能等)も鍛えられ、ストレスの低減等の心の健康にも良い影響を与えます。

全国労働衛生週間をきっかけにして、健康への意識を高め、実際に適度な運動習慣(特に脚部の筋トレ)への一步を踏み出しましょう。

脚力の低下は、転倒災害へのリスクを増加させますので、転倒災害防止へ向けても筋力アップの運動を進めてください。

【ご注意】 令和2年7月末の愛媛県内の労働災害が減少していますが、松山労働基準監督署管内では、前年同期比19件(7.5%)増加していますので、労働災害防止へのご協力をお願いします。

